

熱海市表彰条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年9月23日

熱海市長 齊 藤 栄

## 熱海市条例第17号

### 熱海市表彰条例の一部を改正する条例

熱海市表彰条例（昭和41年熱海市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「または」を「又は」に、「とくに」を「特に」に、「定めることを目的」を「必要な事項を定めるもの」に改める。

第3条中「本市の市民」を「市長は、本市の市民」に、「または」を「又は」に、「寄与するなどひろく」を「寄与し、広く」に改め、「市長が」を削る。

第4条第1項中「次」を「、次」に改め、同項第3号中「副市長」の次に「又は教育長」を加え、同項第4号中「法令に定める市の各種委員」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5に規定する執行機関の委員その他規則で定める者」に改め、同項第5号中「もの」を「階級にある者」に改め、同条第2項中「、及び」を「及び」に、「さらに」を「更に」に改める。

第5条第1号中「、美德」を「又は美德」に改め、同条第2号中「寄付若しくは」を「寄附又は」に改める。

第6条第1項中「は除く」を「を除く。」に改め、同条第3項中「の様式」を削り、「定める」の次に「形状とする」を加える。

第7条第2項第1号中「の行なう」を「が行う」に改め、同項第2号中「、弔詞」を「弔詞」に改める。

第9条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「禁固」を「禁錮」に改める。

第10条中「受くべき」を「受けるべき」に、「追彰する」を「、追彰する」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、表彰状等は、その遺族に贈る。

第11条中「施行について」を「に定めるもののほか、この条例の施行に関し」に、「規則」を「、規則」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の熱海市表彰条例第4条第1項第3号の規定（教育長に係る部分に限る。）は、地方

教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により任命された教育長について適用する。